

収集資料及びデータベース等に係る連携・協力に関する協定書

青森県（以下「甲」という）と奈良国立博物館（以下「乙」という）は、相互の連携・協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が所蔵する資料及びデータベース等について相互利用を図るなど連携・協力を行い、利用者の利便性向上及び歴史文化資源を活用した地域づくり等に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力して実施する。

- （1）収集資料に係る次のデータベースの相互利用に関すること。
甲 青森県史デジタルアーカイブス
乙 画像データベース
- （2）その他本協定の目的のために両者が必要と認めるもの。

（本協定の有効期間等）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1月前までに、甲又は乙のいずれかから更新しない旨の申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲と乙とが協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年12月1日

甲 青森県知事 三村 申吾

乙 奈良国立博物館長 松本 伸之